

令和元年度
第3回飯田市土地利用計画審議会
第3回飯田市都市計画審議会

議 事 録

令和元年 11 月 19 日 14 時 00 分～
飯田市役所C棟 311・312・313 会議室

- 1 開 会
- 2 理事者あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 諮問
- 5 審議事項
 いいだ山里街づくり推進計画（飯田市版立地適正化計画）の策定について
- 6 閉 会

○近藤 定刻となりましたので、只今から飯田市土地利用計画審議会及び飯田市都市計画審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は、本日の進行を担当いたします地域計画課の近藤と申します。よろしくお願いいたします。

まず、はじめに資料の確認をさせていただきます。委員の皆様にご覧いただきました資料は、「会議次第」、「委員名簿と座席表」、次に「諮問書の写し」、「当日配布資料N o. 1-1 しいだ山里街づくり推進計画 飯田市版立地適正化計画（案）の概要版」でございます。次に「当日配布資料N o. 1-2 しいだ山里街づくり推進計画（飯田市版立地適正化計画）の策定版」について、以上でございます。

資料に不足などございましたら事務局までお申し付けいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

2 理事者あいさつ

○近藤 それでは、北沢建設部長よりご挨拶申し上げます。

○北沢建設部長 皆様こんにちは。建設部長の北沢です。

本日は、飯田市土地利用計画審議会及び飯田市都市計画審議会を開催いたしましたところ、各委員の皆様には、大変お忙しい中をご出席賜りまして深く感謝を申し上げます。また、先月に引き続いての開会であり、誠に恐縮に存じます。

先般、三遠南信自動車道の天龍峡インターチェンジから龍江インターチェンジまでが開通しまして、飯田市内区間である山本インターチェンジから飯田上久堅・喬木富田インターチェンジまでが供用となったところでございます。その式典の中では、当然ながら一刻も早い全線開通と、さらに併せてリニアの開業を願う言葉が交わされていたところでございます。

私どもの取り組む1つ1つの事業や今後の計画に対する審議も、そうした新しい時代に向けての準備であることを思いますと改めて緊張感を覚えるところでございました。

さて、10月に開催をいたしました第2回審議会で答申をいただきましたリニア駅周辺整備に係る「都市計画道路の変更」、「都市計画駐車場の変更」、それから「都市計画広場の決定」につきましては、その後の手続きを進めさせていただきまして、10月31日に決定の告示を行いましたのでご報告をさせていただきます。今後も速やかな事業の進捗を図ってまいりたいというふうに考えております。

本日ににつきましては、これまでの審議会においてご協議もいただいております「しいだ山里街づくり推進計画（飯田市版立地適正化計画）の策定について」、後ほど諮問をさせていただきますので、慎重なご審議をよろしくお願いいたします。

審議委員の皆様におかれましては、12月14日をもって任期が終了となります。平成29年12月から2年間にわたりまして、ご多忙の中、お越しをいただき熱心なご議論をいただきました。当市の土地利用計画、都市計画の推進に大きく寄与していただきましたことを

深く感謝いたしております。

今後とも市民の皆様とともに、飯田市の将来あるべき姿を描きながら、地域の個性・魅力を生かしたまちづくりを進めてまいり所存でございます。

今後とも委員の皆様のご理解、ご協力をどうぞよろしく願いをいたしまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

(会議の成立について)

○近藤 ここで委員の出席状況につきましてご報告をいたします。

土地利用計画審議会委員 15 名のうち 13 名、都市計画審議会委員 24 名のうち 22 名の皆様にご出席いただいております。両審議会とも委員総数の半数以上の出席をいただいておりますので、飯田市土地利用計画審議会条例第 7 条第 2 項及び都市計画審議会条例第 7 条第 2 項の規定により、本会議は成立している旨お伝えいたします。

なお、中島委員、中山委員、鈴木専門委員からあらかじめ欠席のご連絡をいただいております。また、伊藤委員の代理で菊池事業対策官、尾出委員の代理で福田計画課長に出席をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

3 会長あいさつ

○近藤 それでは、次第に従いまして大貝会長にご挨拶をお願いいたします。

○大貝会長 ご紹介いただきました会長を務めております大貝です。今日はよろしく願いいたします。

毎回のことですが、審議会委員の皆様におかれましては、飯田市の土地利用計画審議会と都市計画審議会、両方の委員として、ご尽力、ご足労いただきまして本当にありがとうございます。

本日は、先ほど建設部長さんからもお話がありましたが、これまで時間を掛けて協議をいただけてきました案件、飯田市版立地適正化計画について諮問が予定されておりますので、皆様には慎重なご審議をいただきたいと思います。

諮問につきましては、できれば本日一定の結論が得られればと思っておりますので、皆様のご協力をよろしく願いいたします。

簡単ですけれども、挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

○近藤 ありがとうございます。

4 諮問

○近藤 これより諮問に入らせていただきます。

それでは、北沢建設部長お願いいたします。

○北沢建設部長 いいだ山里街づくり推進計画(飯田市版立地適正化計画)の策定について(諮問)。

このことについて、都市再生特別措置法第 81 条第 17 項の規定に基づき、次のとおり貴審議会の意見を求めます。

諮問の目的、いいだ山里街づくり推進計画（飯田市版立地適正化計画）の策定。

諮問の内容につきましては別紙の資料でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○近藤 以降の進行につきましては、大貝会長にお願ひいたします。

○大貝会長 会議に先立ちまして、事務局より会議録の公開について説明がありますので、お願ひいたします。

○近藤 本日お配りしました会議次第の裏面をご覧ください。

会議内容の概要につきましては、規定により公開することとしておりますが、公表用の会議録には、出席委員全員の同意が得られた場合に限り、発言した委員の氏名を記載するものとしておりますので、会議録における発言委員の氏名の公開について、同意いただけるかお願ひいたします。

○大貝会長 只今説明のありました公開の同意、会議録における発言委員の氏名の公開について、特にご異議なければ公開といたしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

（発言する者なし）

○大貝会長 特にご異議ないと認めます。

それでは、会議の内容の公表にあたっては、発言された委員の方の氏名も併せて公表することといたします。

5 審議事項

○大貝会長 それでは、次第に従ひまして、審議事項に入りたいと思ひます。

「いいだ山里街づくり推進計画（飯田市版立地適正化計画）の策定について」事務局より、説明をお願ひしたいと思ひます。

○鋤柄地域計画課長 地域計画課鋤柄でございます。よろしくお願ひいたします。

本日の審議事項でございますけれども、「いいだ山里街づくり推進計画」の策定についてご説明をさせていただきます。

当日配布資料についてご説明をさせていただきますが、先ほど諮問をさせていただきました諮問書の写しと併せまして、計画の本書を添付してございます。

本案件につきましては、都市再生特別措置法第81条第17項の規定によりまして、「立地適正化計画を策定する際には、市町村都市計画審議会の意見を聞くこと」とされていることによるものでございます。

諮問の目的でございますとおり、飯田市の立地適正化計画は「いいだ山里街づくり推進計画」とさせていただきます。

諮問の内容でございます別紙でございますが、計画書の本編でございますが、委員各位、また、専門委員の皆様におかれましては、これまで慎重なご審議をいただきましたものをまとめましたものでございます。

なお、先日10月18日付けでこの計画書を郵送させていただきますが、ご質問、ご意見を事前に頂戴したところでございます。その質問等の回答につきましては、先日11月8日付け

でそれぞれの方々に回答をお送りさせていただいたところでございますけれども、計画書の郵送の際、(素案)と記載していたものは、今回(案)とさせていただいた上で、諮問の内容とさせていただいているところでございます。内容につきましては、変更はございません。

それでは、これまでの審議会で皆様におかれましては、平成30年3月に開催いたしました会議以降、約2年間にわたりまして本件についてご協議をいただいたことに感謝申し上げるところでございます。

この立地適正化計画につきましては、都市計画マスタープランを高度化すると言われておりますもので、本市では、飯田市土地利用基本方針に掲げます将来都市像、拠点集約連携型都市構造を推進するものととらえておりまして、この計画の策定を進めてきたところでございます。

本市の拠点集約連携型都市構造の推進につきましては、国のほうで提唱いたしております「コンパクト・プラス・ネットワーク」と同じという考え方を持っておりますけれども、これまでの合併の歴史的背景を踏まえまして、地形的にもまとまっており、また、住民相互の連帯感が強い地域性を考慮いたしまして、各地区の特性と個性を生かし地域全体の魅力を高めるような都市構造の形成を図ることといたしております。

そのようなことから、飯田市版立地適正化計画につきましては、「山」「里」「街」それぞれの暮らしが営まれている現状に鑑みて、いいだ山里街づくり推進計画という計画とした上で、国の制度の適用を受ける「街」の区域につきましては、効果的に施策や財政措置の活用を図るための計画としているというところで策定をするものでございます。

計画の区域といたしましては、中心拠点としての中心市街地と広域交通拠点としてのリニア駅周辺を視野に入れて検討してきたところでございますが、段階的に検討していく部分があると認識をしているところでございます。

したがって、一度計画を決定すればこれで終わりということではなくて、状況に応じた見直しも必要であると考えているところでございます。

また、計画の運用にあたりましては、制度を適切に運用するとともに、国の財政支援等を見据えて効果的に施策を展開してまいりたいと考えております。計画策定についてのご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、計画の内容、検討の経過等具体的な説明に移りたいと思いますが、詳細につきましては担当からご説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○岩崎 説明者を交代いたします。地域計画課の岩崎と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、計画の内容につきまして説明をさせていただきます。説明資料は計画の要点をお伝えするものとして、**「当日配布資料1-1」**で説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

当日配布資料1-1につきましても、前回の審議会の時点では(素案)であったものでございますが、先ほど地域計画課鋤柄課長から説明いたしましたように、事前にご質問、ご意

見等を頂戴し、その経過を踏まえ（案）とさせていただいたものでございます。前回の審議会以降、変更等行った箇所はございません。

それでは、当日配布資料 1-1 の 2 ページをご覧ください。1 の「いいだ山里街づくり推進計画とは」といたしまして、計画策定の趣旨等の基本的なことをお示ししております。左側の計画の趣旨、計画の性格につきまして、目指す将来都市像、拠点集約連携型都市構造の推進を具現化するものという位置付けでございます。右側の計画期間は長期的な視点で 2040 年を目標年次といたします。なお、おおむね 5 年を見直しの計画期間といたしますけれども、社会情勢等の変化に合わせ随時見直し、変更をしていく計画とするものでございます。

続きまして、資料 3 ページから資料 10 ページまでは都市の現状、課題をお示ししております。計画策定にあたりましては、まず人口減少などの分析と都市の課題を抽出することになっていまして、その結果を掲載しているところでございます。

資料 11 ページまでお進みください。本計画における飯田独自の考え方といたしまして、①から③まで掲げております。

①は、飯田市は、土地利用構想上の「山」「里」「街」の暮らしに配慮することとしております。立地適正化計画の制度上、都市計画区域内のことを検討すれば足りるところでございますが、飯田市版の計画では、「山」「里」「街」の暮らしを実現するため地域全体を対象として、それぞれの暮らしを支えるための区域を設定するということが 1 点目でございます。

②は、「山」「里」「街」と言いつつも、まずは中心拠点の中心市街地、広域交通拠点のリニア駅周辺に立地適正化計画の制度を適用いたします。国の制度といたしましても、用途地域等の「街」の区域で制度を活用することを見据えて策定することとなってまいりますので、制度を活用するエリアを限定して着手するということが 2 点目でございます。

そして、③は、市内 20 地区の自治振興センターや公民館を中心とした地域拠点においては国の制度が適用されない区域もでございます。そこで、飯田市では、これまでも各地域における地域の基本構想や地域の土地利用計画等の検討が行われている現状に鑑みまして、これまでの地域の土地利用計画や景観等のルールづくりの取組と一体的に連携していくという方針でございます。こちらが 3 点目でございます。

この 3 点の説明につきましては資料が進みますが、1 点目の土地利用構想上の「山」「里」「街」の暮らしに関することは、次の資料 12 ページでご覧いただきますと、既に市の方針等に掲げた構想、拠点、交通軸の内容をご確認いただけるところでございます。

また、先ほどの 2 点目の中心拠点と広域交通拠点の都市機能の立地適正化に取り組むということに関しましては、13 ページをご覧くださいと、拠点間の機能分担や連携の考え方をご確認いただけると思います。

さらに、先ほど 3 点目の市内 20 地区で策定される地域土地利用方針に関しましては、14 ページの左側の図表をご覧くださいと、全体方針と地区ごとの検討の体系をご確認いただけると思います。

続く資料 15 ページにつきましては、只今申し上げました方針を踏まえ拠点ごとに区域を設定することになってまいりますが、その区域設定の方針を全体像として表したものでございます。拠点の種類と地域ごとにどのような区域を設定していくのかという関係を表した一覧でございますが、詳細な区域の考え方につきましてはこの後のページで説明がございましたので、全体との関係を確認するための参考にしていただければと思います。

それでは、資料 16 ページをご覧ください。

ここからは 4 の立地適正化の区域の項目でございまして、どのような区域をどこに、どのように設定していくのかという説明でございます。区域設定フローの全体像の図表がございまして、左上の①の地域全体を出発点に、②の災害の危険性等のある区域を分析した上で、③から⑦までに掲げた 5 つの区域を設定する手順でございます。

次のページより、具体的な区域ごとの設定の考え方の説明となっております。

17 ページでございます。最初の段階で災害の危険性等のある区域を分析するものでございますが、飯田の地域は段丘や溪谷、急峻な地形によりまして自然災害の危険と人々の暮らしが密接に関わってきた地域でございます。防災上の危険箇所指定された区域を明らかにし、今後新たに開発を計画する際は、安全・安心に暮らすことのできる基本的な条件を備えた区域を堅持する必要があると考えているところでございます。

次の資料 18 ページから都市機能集積区域と街の暮らし推進区域についての説明を掲載しております。区域の設定の詳細につきましては、資料 18 ページにございますが、実際の地図が 19 ページにございますので、そちらの 19 ページの地図をご覧ください。この都市機能集積区域と街の暮らし推進区域は、国の制度では都市機能誘導区域、居住誘導区域にそれぞれ相当する制度のものでございますが、飯田市独自の名称に変更してございます。

都市機能集積区域に関しましては、中心拠点と広域交通拠点の 2 拠点間の機能連携の視点でご覧の地図のように設定してまいります。また、都市機能集積区域の周りには街の暮らし推進区域を設定いたします。

街の暮らし推進区域の設定に関しましては、災害の危険性等のある区域を含めないようにするとともに、都市機能集積区域からのアクセス性を考慮し、徒歩圏、バス路線の道路、鉄道域から一定の範囲内の区域とすることを見ながら検討をしているところでございます。

また、都市構造で確認をいたしました内環状道路軸の内側の区域で用途地域の類型等を見ながら設定をしているところでございます。

さらに、リニア駅周辺の広域交通拠点の周辺は、平成 31 年 3 月末に飯田市が都市計画で決定いたしました座光寺地区計画、上郷地区計画の区域がございまして、これら地区計画のエリアと区域等を一致させているところでございます。

以上が都市機能集積区域と街の暮らし推進区域の考え方でございます。

続きまして、資料 20 ページをご覧ください。こちらは土地利用検討区域の設定についての考え方でございます。左下に飯田市の用途地域と内環状道路軸の図表がございまして、赤い線

が内環状道路軸でございますが、内環状道路軸の中に用途地域に指定されていない白地が確認できるかと思えます。

この白地の部分は、先ほどの都市機能集積区域や街の暮らし推進区域に設定することができません。しかしながら、市街地を構成する重要な地域ととらえ、今後の都市計画の見直しに併せて検討する区域として、市が任意に土地利用検討区域というものに設定する考え方でございます。地図上にピンク色の斜線、網掛けをした部分がございますが、そこがその区域でございますのでご確認いただければと思えます。

続きまして、資料 21 ページをご覧ください。こちらは地域機能集積区域の設定についての考え方でございます。こちら市が任意に設定するもので、市内 20 地区の単位で基本構想や基本計画と連動しながら、住民主体で具体的な都市機能の集積を検討するきっかけづくりとしてこの区域を設定するという考え方でございます。なお、区域については詳細な境界線を示すものではございませんので、あくまでも自治振興センターや公民館等を中心とする範囲を示すという考え方でございます。

続きまして、資料 22 ページをご覧ください。こちらの山・里の暮らし区域につきましても制度上の区域を設定しない、飯田市が任意に決定する区域で設定するものでございます。具体的には、右側の図表、飯田市の土地利用構想図にありますように地域類型別の土地利用の基本方向に沿って田園里山区域のゾーン、里山地域に該当するゾーンにこの山・里の暮らし区域を設定するというものでございます。

ここでは既に国土利用計画法やその他関係法令等の適切な運用がある地域であることが示されているところでございまして、それらの計画に掲載された土地利用の方針や施策が継承されるという考え方でございます。

以上が立地適正化の区域の設定の考え方でございます。

続く 23 ページからは、拠点立地を図るべき施設の説明でございます。国の制度上、誘導施設を設定することになっているところでございます。

続く 24 ページをご覧くださいと、誘導施設を星取表にまとめているところでございます。左上に黒丸、白丸、菱形の凡例がございまして、既に立地をしており、今後も維持すべき誘導施設を黒丸にしております。図表では、中心拠点ではかなりの高次都市施設が既に集積をしておりまして、これらの集積を維持していく考え方で黒丸が多く並んでいるところでございます。

白丸が現時点では立地していないが、今後立地を図るべき誘導施設でございまして、白丸の広域交通拠点の誘導施設はリニア駅周辺整備の計画と整合するものとなっております。そして、菱形は制度上の誘導施設には設定しないが立地が望ましい施設といたしまして、20 地区の地域拠点に生活利便施設を位置付けているところでございます。

最後に 25 ページに、6 の立地適正化の施策と 7 の評価指標の目標値となっております。施策といたしましては、特徴的なものとして都市機能集積区域と街の暮らし推進区域に関しま

して、施策1-1、施策2-1にあたる部分が届出制度でございます。今回、区域を設定することで都市機能の立地や一定規模以上の住宅建築の動向を把握するために、建築等の行為に係る届出制度が導入されます。

この届出制度につきましては、飯田市では、これまでも土地利用調整条例や景観条例に基づき、一定の建築等の行為に対しまして届け出を義務付けておりまして、これらと一体的に運用が可能と考えているところでございます。

以上が概要版による計画の内容の説明でございます。

続きまして、当日配布資料1-2に基づきまして、検討の経過等を説明させていただきます。

まず、資料1ページの1、検討状況にありますように、法律により住民の意見を反映させるための措置を講じるとともに都市計画審議会の意見を聞くとされておりまして、審議会の7回の開催の状況はご覧のとおりでございます。なお、一番下の段にございます10月18日の文書施行による意見聴取の内容につきましては、後ほどまた詳細に触れてまいりたいと思います。

続きまして、資料2ページをご覧ください。②の土地利用景観部会では4回の会議を開催し、素案を検討する作業を行っております。また、③の審議会に対しましても時期を見て説明や意見聴取を行ってきたところでございます。

続く資料3ページをご覧ください。④の関係団体は、建築士会等の関係機関の説明の状況でございます。また、⑤には、これまでの状況を市のウェブサイトでも公開しまして、審議会や専門部会で使用した資料、会議録をインターネットで公開してきたところでございます。

資料4ページの6はパブリックコメントの状況でございます。方針等の段階から意見を募集するために2回実施しておりますけれども、計画の方向を修正するような特段の意見はなかったという状況でございます。

続きまして資料5ページをご覧ください。

2の意見聴取は、冒頭にも触れさせていただきましたが、計画書（素案）の本編及び概要版につきまして、文書により意見聴取をさせていただいたところでございます。

6件の意見等を頂戴し、既に委員の皆様には回答しているところでございますが、改めて確認をさせていただくため、次のページ以降にまとめておりますのでご覧いただきたいと思っております。

資料6ページでございます。

1つ目の質問等でございますが、計画の全般に対するものでございます。

過去に決定していることは何かということで、例えば、中心拠点などの各拠点の位置付けということでございます。こちらの4種類の拠点の位置付けは飯田市土地利用基本方針に位置付けられたもので、平成19年に策定されたものでございます。この方針に沿って都市構造の形成を図るということとしておりますが、社会情勢の変化に応じ、随時見直しも行ってお

ります。特にリニア駅周辺を広域交通拠点に位置付けたことに関しましては、平成25年7月に新たな高速交通網時代の到来を見据え、見直しをしたことによるものでございます。

今回の立地適正化計画につきましても、この方針を具現化するために制度を活用するというものでございます。

続きまして資料7ページをご覧ください。

2つ目の質問につきましても、計画の全般に対するものでございまして、伊賀良地区が広域交通拠点の機能を持つことから、今後土地利用基本方針における位置付けの見直しをする考えはないかというものでございます。

こちらにつきましても、飯田インターチェンジ等の交通手段の視点で重要な機能があるということはご質問のとおりと考えますが、現時点ですぐに位置付けるという段階にはないというところで、今後の道路整備や社会情勢の変化に応じて検討していくという考え方でございます。

次の資料8ページをご覧ください。

3つ目の質問等につきましても計画の全般に対するものでございます。内容といたしましては、広域交通拠点はトランジットハブに特化し、新たな市街地を拡散的に形成しないという方針がある中で、リニア駅周辺を都市機能集積区域や街の暮らし推進区域に設定することとなると、土地利用基本方針と整合しないということではないかというご意見でございます。

こちらにつきましても、考え方が長文になっておまして恐縮でございますが、トランジットハブは交通結節点という定義になることを説明させていただいているところでございます。

交通結節点は乗り換え機能のみならず、都市機能の誘導・集積を促進させる拠点形成機能と景観、公共サービス、防災機能の役割を果たすランドマーク機能を有していると考えられます。この3種類の機能が連携しながら、交通結節点の利便性を高めることが求められると考えているところでございます。アクセスの利便性はもちろんのこと、居住者に対する憩いの場、集いの場として、交流の源になる機能や重要な景観空間となるような整備をすべきと考えられているところでございます。

したがって、乗り換え機能だけでなく交通結節点が備えるべき機能を包括した意味として、「トランジットハブに特化する」という表現になっているという考え方でございます。

また、都市機能集積区域、街の暮らし推進区域の設定は、今回の都市計画の決定変更にも連動しておりますが、都市計画の決定変更で用途地域や地区計画を指定してきたことに関しまして、その方針に沿って現段階で必要な範囲での対応となっているところでございます。

続く資料9ページをご覧ください。

4つ目の質問につきましては、計画の概要版、10ページの図の中で、中心拠点と広域交通拠点の役割分担に関しまして、「両拠点の共倒れの恐れ」という表現の論拠はということでございます。こちらにつきましては、土地利用基本方針におきましても、これまで蓄積されて

きたインフラを既存ストックとして生かすという方針のもとで、中心拠点と広域交通拠点の機能分担をしていくことが重要と考えているところでございます。

リニアがもたらす影響は必ずしもメリットだけではなく、各拠点の役割に応じた機能の維持、整備を考えることが重要と分析しておりまして、両方を失ってしまうことがないように注意が必要という考え方でございます。

続きまして資料 10 ページをご覧ください。

5 つ目の質問等につきましては、計画の概要版 11 ページに掲げた方針の基本的な考え方の中に「地域拠点のコンパクトなまちづくり」という表現があるがどういうことか」という趣旨のご質問でございます。関連して、次の 11 ページの 6 つ目の質問等につきましても、基本的な考え方の中に地域土地利用方針と各地区の基本構想の関係についてのご質問でございませぬ。

こちらにつきましては、地域拠点のコンパクトなまちづくりにつきましては、コンパクトなまちづくり自体は持続可能なまちづくりをするという視点で重要なこととございます。

今回の計画におきましても、制度の対象となります市街地だけを目的に考えているのではなく、コミュニティー機能の向上を見据えたときに各地域の検討が、その特性や個性に応じた豊かな地域社会の持続につながるものと考えているところでございます。

そのような考え方の基本は、飯田市土地利用基本方針におきましても地域別の方針を定めることができる仕組みとなっているところでございます。この地域別の方針につきましては、地域の合意形成がなされたものから随時、市の土地利用基本方針に追加していくものでございますが、この地域の合意形成の形として、地域主導で地域の基本構想や地域の土地利用計画が策定されているところでございます。

それら地域の計画には目指す地域像や建築・景観のルール等が記載されてまいりますが、市としましても、この地域の考え方と調和するよう市の方針として掲げるようにしているところでございまして、今回のいいだ山里街づくり推進計画もこのような考え方を継承していくものでございます。

以上が意見聴取の状況でございます。

最後に資料 12 ページをご覧くださいと思います。

3 の計画公表までのスケジュールでございます。本日の審議会におきまして、諮問、審議をお願いする次第でございますが、一定の同意等をいただければ 12 月に計画を決定いたしまして、その後、約 3 ヶ月間の周知期間を設けてまいります。その後、来年 4 月からの予定で計画を運用することになりまして、開発等に伴い、市への届け出が開始されることになるというものでございます。

なお、繰り返しになりますが、飯田市では、土地利用調整条例等による届出制度がございますので、届け出等の新たな負担が増えるというものではないという考え方でございます。

私からの説明は以上でございます。

○大員会長 それでは只今説明を受けましたので、ここから審議に移りたいと思います。

いいだ山里街づくり推進計画の策定について、只今説明がありましたので、これに対してご質問をいただきたいと思います。その後、ご意見を伺うという順番で進めたいと思います。

それでは、ご質問があればご発言をいただきたいと思います。なお、発言にあたっては氏名を告げてから発言をお願いしたいと思います。

○浅野専門委員 浅野でございます。

事務局の方にお伺いしたいのは、今、岩崎さんの説明の中で、都市計画審議会、土地利用計画審議会、それから専門部会において、飯田市版の立地適正化計画の検討プロセスや景観の話がありました。その中で、ホームページ上で審議会の議事録を全部公開しているという話があったと思いますが、専門部会の議事録を公開しているという理解でいいですか。

○岩崎 ホームページで公開させていただいている議事録につきましては、発言の文言を一字一句公開しているというのではなく、議事録の要旨という形でまとめさせていただいたものでございます。専門部会があり、その後に都市計画審議会があるようなスケジュールの場合に、専門部会の検討の要旨というものも本審議会で公表させていただいたという形で進めてきました。

それぞれの審議会等での検討の要旨を公表しているという状況でございます。

○浅野委員 専門部会そのものの議事録は公開していないということですか。

○岩崎 そのとおりでございます。

○浅野委員 都市計画審議会条例施行規則において、専門部会で検討した事項は審議会に報告するとなっておりますが専門部会の議事録はどう取り扱われているのか次にお聞きしたいと思います。

○岩崎 ただいまのご質問につきまして、議事録につきましては、先ほども申し上げましたように、発言の言葉を事細かにテープ起こししたのもございます。ただ、それを公表する際に、専門部会の内容を都市計画審議会、土地利用計画審議会で振り返りをしながら要点を公開しているという扱いをさせていただいております。要旨につきましても、箇条書きで書いて終わりということではなくて、検討されたテーマを幾つかテーマ別に分けて、その中で、質問と答弁というような形で要旨としてまとめさせていただいております。専門部会で振り返りをし、その振り返りに使ったものをご了解いただけたという意味で、審議会の中でも資料として使わせていただいたという経過がございますので、ご理解いただけるようお願いしたいと思います。

○大員会長 そのほか何かご質問あればお願いします。

(発言する者なし)

○大員会長 次にご意見を伺いたいと思います。

○野崎委員 7番、野崎です。浅野専門委員の言われたことに対するコメントです。当然専門部会の議事録は我々審議会委員には出てくると思っていたのですが、全然来ないので、事務局に

「議事録ください」と言ってお願いしました。そうすると議事録とは言えないような要旨が渡されました。その中にはどなたがどういう発言をされているかすらわからないという内容でしたので、私としては専門委員の方に、どういう議論がなされて、どういうお考えなのかということを知りたいと思いましたが、それもできませんでした。

実際、伊賀良地区のことに私は審議会でも何度も言っていますが、専門部会、あるいはシンクタンクさんの意見の中で、「伊賀良をどう扱うんだ」というようなことは既に議論をされていたようです。ところがこの中では全然議論として挙がってこないという状況です。専門家の方が議論をされている内容が、情報として入ってこないということは非常にまずい状況だと思います。

「議事録をください」と言いましたが、いただいたのは要旨だけでした。事務局の独断で議事録は公開せずには要旨だけを出してきたということは非常にまずいことじゃないかと思えますので、一言言わせていただきます。

○鋤柄地域計画課長 それぞれご意見をいただきましてありがとうございます。

今、浅野専門委員から、また野崎委員からもいただいている部分につきましては、専門部会で発言をした内容について、もう少し詳細にわかることができるように今後、工夫してまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

○大貝会長 そのほか、ご意見があればお願いいたします。

○野崎委員 7番、野崎です。当日配布資料1-2の8ページNo. 3 飯田市土地利用基本方針との関係ということで1つ質問させていただきたいと思えます。もともと土地利用基本方針は20数回の市民会議を経て、平成19年に策定されているという経緯があります。その後、リニア駅周辺にまちをつくらないということが、平成25年に土地利用基本方針の中に入れ込まれています。

こういう方針を最終的には審議会でも審議し通っているわけですが、そういう方針をだれが、どこで決めて、審議会に出されたかをお伺いしたいと思っています。その当時、土地利用基本方針に新しい項目が入ったいきさつをご説明いただけないかと思えます。

○鋤柄地域計画課長 今、野崎委員のからありましたとおり、土地利用基本方針につきましては平成19年に策定をしたものでございます。この策定にあたりましては、各20地区で土地利用に関する総合的な検討という形でご意見を聞きながら、土地利用基本方針を策定し、また、景観計画も策定をしてまいりました。併せまして、土地利用に関する条例等についても整備をしてきたという経過でございます。

土地利用基本方針の冊子がお手元があれば、ご覧をいただければと思えますけれども、策定の経過をお示しさせていただいております。変更の内容的には、各地区の土地利用計画が策定されたことに伴いまして、それを飯田市の土地利用の基本方針の中に入れていたという部分もでございます。

土地利用基本方針の中に今、ご指摘の部分について、どのような経過があったかというこ

とでございますが、この時期にちょうどリニア駅の計画について、公表されてきていた時期ではないかと思えます。その時期に合わせまして、一定程度方針を定めて検討していくべきだろうということで、この部分の記述等についても追加をしてみたいということでございます。

また必要な箇所についても修正を加えながらやってきているという現状でございます、そのようにご理解をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○野崎委員 ほかの会で議論して決めたと思ったんですが、どうも今のご発言を聞くとそうではなくて、市が必要だと考え入れ込んだという状況だったということでしょうか。

○鋤柄地域計画課長 市が必要だから入れ込んだという考え方になると直接的な話だと思いますが、こういうことが必要ではないかということで審議会のほうにお諮りをして、「それでいいんじゃないか」というご意見をいただいたので入っているという認識しております。

○大貝会長 土地利用基本方針そのものは市がもともと定めるもので、審議会には諮問が当時あったはずで、それに対して審議会としては「特に問題ない」という回答をしたということだと思います。

○野崎委員 土地利用基本方針が20数回の市民会議を経て決定されているものですから、それを市が「必要だ」と考え、市としては、いろんなことを安易に考えて、個人的にはこれを入れ込んだんじゃないかと思えます。

今、私自身は、ここで前回も言いましたように、立地適正化計画とリニア駅周辺整備の整合性がとれていないような土地利用基本方針ができてしまっていると思えます。

結局、都市機能集積区域を指定するということは、都市計画の中でそこにまちをつくるという意思表示だと思います。

また、新たな市街地を拡散的に形成しないということは都市機能集積区域を設定して、その周りに居住誘導区域をつくるという立地適正化計画の趣旨とは明らかに矛盾します。

今リニアの長野県駅を一郊外駅として位置付けるのか、それとも大事なハブ駅や拠点駅として位置付けるかによって位置付けが変わってくると思えます。単に郊外駅であればそれでいいかもしれないですが、私の頭の中では、リニアの長野県駅というのは伊那谷の中心拠点という位置付けで、いろいろなものを集積させるべき拠点だと考えています。

例えば、日本全国には何千と駅があります。ところが、リニアの長野県駅はその何千とある郊外駅の1つという位置付けでいいのかどうかです。むしろ場合によっては長野県の中心になるかもしれない。少なくとも伊那谷の中心駅になる可能性があるわけですから、都市計画の中でしっかりと議論すべきだと思います。

ですから、今までの市街地を拡散的に形成しないという考えは、この辺でそろそろ見直していただいて、積極的に伊那谷の中心拠点、あるいは長野県の中心拠点になるように都市計画の中に位置付けて、積極的に開発をすることを考えてもいいのではないかと思います。

言葉の表現としても、市街地を拡散的に形成しないということと、都市機能集積区域、居

住誘導区域というのは当然矛盾すると私は思っていますので、土地利用基本方針がある中で、立地適正化計画については承服できないです。

○大貝会長 ご意見かと思えます。事務局から何かコメントはありますか。

(発言する者なし)

○大貝会長 そのほかご意見があれば。いかがでしょうか。

○白子委員 24番の白子です。

意見と質問と1つずつありますが、まず意見です。今回の立地適正化計画について、これから評決があると思えますが、内容を見ますと現段階では本当の基本方針だと思います。

今後、具体的になっていく中で、いろんな意見が出てくると思うので、意見を広くくみ取っていただきたいという思いがあります。

今日の当日配布資料1-2の中の見聞聴取の考え方の中で、回答の部分に関して、何を言いたいのかよくわからない感じの文章で、私の頭ではなかなか何を言わんとしているのが理解できないというところがありました。できるだけわかりやすい言葉で、言いにくい部分はあるかと思えますが、パッと見てわかるような形の文章にしていきたいという思いがあります。

恐らく、かなりかいつまんで言うと、今後人口減少していく中で、都市の機能を集約してある程度区域を設定してまとめていかなきゃならないという具体方針になるかと思えます。それについては、おおむねしょうがないと皆さん思うと思えますが、飯田市として、できるだけこうしたいんだという方針を示していただいたほうが我々も意見が言いやすいと思えます。

質問ですが、私の実感的に感じていることは、地域によって年齢構成が結構ばらばらになっていて、例えば、宅地開発をした地域は一時的に若い人ばかりになって、それがずっと同じ年齢構成のまま固まって年齢を重ねていくので、やがてそこが高齢者だらけになったりといった形で、人口構成のばらつきが地区ごとによってあるという気がしています。

これを本来、子どもからお年寄りまでバランス良く存在したほうが地区の機能として健全だと思っていて、そういったようにしていく何か方策とか、お考えがあるのか、ないのかというところをお聞きしたいと思えます。

○岩崎 只今の白子委員のご意見、ご質問につきまして、回答させていただきたいと思えます。

まず、1点目、この計画については大雑把な方針を表しているにすぎず、具体的な施策とかそういったものはどのようなところで検討されていくのかというようなことがございました。

前回の審議会におきましても、中心市街地活性化基本計画の取組についても説明させていただいておりますし、これまでもリニア駅周辺整備の計画、基本設計等の考え方、デザインについても委員の皆様を知っていただくような機会を設けながら立地適正化計画の策定を進めてきました。

この計画の大きな方針のみしか見えないというところは白子委員のご指摘のとおりでございまして、具体的な取組については、その設定された区域の中でいろんな計画ですとか施策がセットされてくる中で、財政措置等も加えながら推進していくことが、この計画の基本的な体系と考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、2つ目に、当日配布資料の1-2のところの回答についての言葉遣い等につきましてはご指摘をいただきまして、今後こういったものを作成する際には言葉遣い等に気を付けてわかりやすくしていきたいと思ひておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、3番目の地域の人口構成ですとか、そういった中で地域のまちづくりがどういうふうに進められていけば、より持続的になるのか、そのための具体的な施策はないのかというご質問だったかと思ひますが、地域の人口構成が異なることの取組につきましてはご指摘のとおりでございまして、今回も「山」「里」「街」というふうに言ひておりますけれども、20地区の検討、取組というものもこの計画の中で大事にしていきたいと思ひているところでございまして。

都市計画区域外の中山間地域については、この計画以外にも、例えば、「小さな拠点」というような制度が使用できたり、飯田市でも中山間地域振興計画というような計画がございまして、その取組というものも市として支援していくことができればと思ひております。

ですので、そういったそれぞれの20地区の検討というのが大事ですということは、この計画の中でも言ひているところでございまして。「具体的なものが見えない」というようなご指摘もございしましたが、大きな方針として見ていただいたときに、それぞれの施策、例えば「いいだ未来デザイン2028」という総合計画がございましてけれども、この中でも20地区の田舎に還ろう戦略というような戦略があったりですとか、具体的な計画が20地区で進められているような現状がこれから見えてくるというところでございまして。具体的な施策として何があったらいいかということは難しいところでございまして、ご理解いただきたいと思ひます。

○原委員 皆さんのご意見を聞く中で1つ考えなければならないことは、人口減少が始まって、飯田市がこれから都市化していくためには、基本的には民間の投資が入ってくるという構造以外にほとんど見えないわけですが、私はこの地域をまず守るということになれば、ある程度の土地の適正化計画をしっかりさせて、いわゆる外からの資本というものを拒否するというのではなく、例えば、リニア中央新幹線や三遠南信自動車道整備が目前に近づいている中で、我々の環境が大きく変わっていくだろうと思ひます。今現在住んでいる我々と同時にこれから子どもたちが、この地域をどうしていくか、考えたときに「いいだ山里街づくり」という言葉に表現されているのではないかと私は思ひております。

ですから、長野県の中で一番大きな都市になる可能性があるんだというような議論よりは、まず、今まで積み重ねてきたこの地域や農地等をきちんと守っていこうじゃないかという姿勢が、住民の皆さんにあり、飯田市の都市計画の中で、地域間競争的なものではなく、これからどうしても民間の力を借りないと施設1つ作るにしてもなかなか厳しいと思ひます。

たまたま、民間としてJR東海があるわけですから、今までのような新幹線整備とだいぶ様相は違うと思っています。

ですから、民間の投資をより呼び込むため、また、我々がやりやすいような環境をつくるために、何か新しい土地の適正化計画を立てるよりは、自分たちの地域をどこに出しても恥ずかしくないようなものにしていこうという動きがあって、それぞれの事業者の人たちがどういうふうにやっていくかが大事です。

交通インフラの整備によって地域が様変わりしていくために、ある程度の規制的な姿勢が必要ではないかと私は思っています。

人口減少や産業構造の問題等が我々の目の前に来ており、この地を離れている子どもたちが多いという現実があるわけです。子どもたちがいったん出ていったら「帰ってこい」という議論よりは、我々がきちんとそれぞれのコミュニティーをまもっていくということの中で、20地区の皆さんが支えながら、地域を土地利用計画が支援をしていくというような形になればいいと思います。

外からの巨大な資本と、ある意味ではこの地域の皆さんとの戦いでもあるという感じがしていますので、ぜひこういったことを大事にして、立地適正化計画を詰めていただくことをお願いしたいと思います。

○野崎委員 今の意見に対する反論ですが、民間投資を入れ込まないことにはこれからの飯田市の発展は、私は難しいと思っています。

そういう中で、リニア駅というのは民間投資を呼び込む1つのきっかけになると思います。市がうまいこと受け皿をつくれれば飯田市の企業じゃない外の企業の外資を呼び込むことができるんじゃないのかと思っています。

ただ、例えば都市計画の中で高さ制限10メートルという制限をされると、恐らく外資は入ってこれないと思います。そういう意味で非常に外資から地域を守るには良い計画という見方もできるわけです。

ただ、50年後、100年後の飯田・下伊那、伊那谷、そういうものを考えたときに外から入れられないような土地利用計画を立てて規制しておいて、本当に50年後、100年後があるのか疑問に思います。

私が一番危惧しているのは、若い人たちが飯田市の将来の展望が持てるのかということですから、我々世代ではなくて、我々の子ども、あるいは孫の世代が何を望んでいるかということを考えながら議論すべき時期にきていると思っています。

私は今までの飯田市というのは、中心市街地の活性化一辺倒のいろんな計画を立てているように見えていて、少なくともリニア中央新幹線という新しいチャンスがくるようになったので、少しはリニア駅周辺整備にかけたらどうでしょうかという発想です。丘の上は丘の上でやっていただいて結構ですが、土地利用計画の中でリニア駅周辺を不活性化して、中心市街地だけの活性化をやるというのは若い世代にとってはなかなか受け入れがたいと思います。

そもそも、私は、伊賀良に住んでいますが、伊賀良の住民からしても、市は何でいまだに丘の上、丘の上と言ってるんだという声をさんざん聞かされます。ですから、そろそろ土地利用計画そのものを考え直す時期だと思っています。

もう1つ言わせていただきたいのが、飯田市は地域ごとの地域計画をまとめたものが都市計画だという認識をされています。それは私の考えとは真っ向から違います。私の場合はアメリカのポートランドにいたということもあります。ポートランド自体の人口は60万人ぐらいですが、メトロという広域エリアの人口は150万人から160万人ぐらいです。

このメトロとは一体的に都市計画を考えていく行政組織です。最近日本も圏域というような言葉を国が使い始めているので、それに相当すると思えますけれど、少なくともリニア駅を考えると時には圏域や伊那谷という考えをしないとイケないと思います。

極端な話ですが、飯田市がリニア駅周辺を規制するという計画を立てたときに、例えば高森町が、モール等の商業施設を誘致する、住宅を誘致する、マンションをたくさん建てるということをやりはじめの可能性もないわけではありません。

飯田市にとって将来的に何をやるか、50年後、100年後を見据えたときに何がいいのかということをも市民全体、特に若い人中心に議論してほしいと思っています。そもそもここにいるメンバー自体が、世代的にあまり若い世代がいません。

少なくとも若い人たちに飯田市の魅力を感じてもらえないことには人口がどんどん減っていくと思いますので、少なくとも都市計画は50年後、100年後を見据えてみんなで議論しませんかということをおはぜひ提案したいです。

市も20地区の地域ごとの都市計画をくみ上げて、市全体でまとめるのではなくて、市の周辺都市を巻き込んでエリア全体の都市計画や、リニア駅の利用方法、二次交通の体系も考えなきゃいけないと思います。

○大貝会長 今回の場合は、立地適正化計画そのものの審議をする場ですので、今ご提案があるように、飯田市の将来を議論する場というのは、また別の場で、若い人たちも含めてディベートする場があればいいと思います。それは別に行政が指導する必要はないだろうし、地域の人が主体的になってそういう場をつくってもらえればいいのかと今、話を聞きながら思いましたのでよろしく願いいたします。

○上原専門委員 信州大学の上原です。

私は評決権がないので意見だけ申させていただきます。今日、浅野専門委員に来ていただいておりますけれども、専門部会の中でもいろんな意見がありまして、そもそもの立地適正化計画のメインの概念であります「コンパクトに都市を」という話に対して、飯田市自体がかなり広域に各地区のこれまでの取組を尊重してきたという経緯もあって、コンパクトとの整合性が難しい中で議論がスタートしたということは課題としてありました。その中で様々な意見が出ましたが、最終的にこういう形にまとまってきたという理解をしております。

当初、いいだ山里街づくりというのも区域が広すぎるといった議論もありましたが、中心市

街地だけではなく、そのほかの地区との連携も考えてまちづくりを行っていきたいという気持ちも一部入っているという理解をしております。

私個人としては、いろんな高次都市施設の割り振りについては、もう少し広域交通拠点のほうに持ってくるべきではないかという意見を持っておりましたが、基本的には今ある中心市街地自体が既に空洞化をして人口が減っているため、その部分をやはり堅持したいというか、死守していききたいという議論の流れになったのではないかと理解しております。

先ほど浅野専門委員がご指摘されたように、その中でどういう議論があったのか等については、皆さんご協議して、今後の計画を議論する際の参考にしていただければいいと思っております。

○野崎委員 どうしても都市計画をどう考えるか、どこで議論するかは非常に重要だと思います。

飯田市がリニア駅周辺にはまちを拡散的につくらせないという検討プロセス自体が問題で、結果的には立地適正化計画との整合性がとれてないと思います。

ですから、立地適正化計画は、「コンパクト・プラス・ネットワーク」というまちづくりを国がしてくださいということを行っているわけですから、それに沿った都市構造の分析、ネットワークをつくらなきゃいけないと思います。

今回、リニア駅周辺に何を都市機能として収束させるかは、当日配布資料1-1の23ページの表ですとたった2つだけでした。

ほとんど都市機能を集積させているような状態とは言えませんので何を集積させるべきエリアとして指定するのか、何を本当にそこにつくりたいのかを具体的に考えていただかないと、我々としては議論をする意味がないという気がしています。

あとは、都市構造の分析から、伊賀良地区をどうして抜いたか疑問です。「コンパクト・プラス・ネットワーク」ですから、幾つかの中心拠点を設定し、ネットワークで補足する。そのネットワークの結び方を前から言っていますが、具体的なネットワークをどうやって考えていますか。今であれば当然自動運転等の新しい二次交通の体系を考えるべきだと思います。そういう具体的な内容は一切出てきていません。

以前、部長さんが言われたように、「補助金を取るための計画ですから、どうかお認めください」というニュアンスに聞こえてしまいます。

居住誘導区域に関しては非常にすばらしい検討ができてきていると思いますが、リニア駅周辺の広域交通拠点には何を立地させるか全然わかりません。

ですから、中心拠点だけの一辺倒の計画にしか見えてきません。

今、リニア駅周辺にまちをつくらないという土地利用基本方針と完全に矛盾していますので、私としては、この後お諮りしますということになると、反対意見として述べないといけないです。専門部会の中の議論がどれだけこの審議会に反映されているかも含めて、2年間の議論の過程がどれだけこの立地適正化計画に反映されてきたのでしょうか。

○岩崎 野崎委員からのご質問でございますが、具体的に専門部会、それから審議会で、どのよう

な議論をされてきたかということですが、例えばということでお答えさせていただきたいと思います。当初、専門部会で検討していた際には、立地適正化計画につきましては、拠点集約連携型都市構造推進戦略というような名前で策定しようということで最初はスタートいたしました。

この考え方につきましては、当日配布資料 1 - 1 の概要版の基本的な考え方の中でも、中心拠点と広域交通拠点についての検討をすれば制度上は足りるのではないかとということで最初は考えておりましたけれども、先ほども上原専門委員からもご意見がありましたように、飯田市は山里街という考え方を土地利用基本方針でも持っておりますので、それぞれの 20 地区の拠点でのまちづくりも大事にしていきたいということもございまして、いいだ山里街づくり推進計画というような名前が変わってきたということもございます。

それから、制度自体が用途地域に区域を設定していくところの中では、先ほどの内環状道路軸内の、実際は用途地域にはなっていない白地地域であっても、土地利用計画上、重要な区域もあるのではないかとということで段階的に検討していくような区域についても、設定させていただいたところがございます。

例えばということで大変恐縮ですけれども、以上のようなことを検討してきたことございます。専門部会の中でも、例えば第 1 回に検討した内容を、第 2 回で前回の振り返りという形で検討の要旨を記録にまとめたものを見ながら、審議会の中で「こういう検討をしました」ということで要旨をお示しして振り返りを報告してきたということもございます。

そういったような検討を進めてきたところがございますので、何卒ご理解いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○大員会長 当日配布資料 1 - 1 にもありますけれども、基本的に立地適正化計画というのは、2 ページの計画作成の趣旨にありますように、「いいだ未来デザイン 2028」という総合計画が一番上にあり、その下に国土利用計画第 3 次飯田市計画。それに即する形で都市計画マスタープラン、土地利用基本方針があります。それを実現するための立地適正化計画があるという構造になっているということをご理解いただきたいです。

したがって、その土地利用基本方針に矛盾した立地適正化計画をつくるわけにはいかないということでもあります。

拠点集約連携型都市構造という考え方が、土地利用基本方針の中に示されているわけですので、これを踏まえた形の立地適正化計画になっています。

また、ネットワークの具体的な話としては、13 ページ、拠点への機能集約と拠点間連携の中に考え方や、公共交通の整備イメージ図があります。これが基本的には拠点間を結ぶネットワークの考え方になっています。こういったことを踏まえながら具体的な計画をつくってきたということでもあります。

最終的にはこの場で私からお諮りしていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは、今日諮問いただいております、「いいだ山里街づくり推進計画（飯田市版立地適正

化計画)の策定について」、お諮りをしたいと思います。

飯田市の本都市計画審議会として、この「いいだ山里街づくり推進計画(飯田市版立地適正化計画)の策定について」、諮問のとおりとすることが妥当である旨、答申することにご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○大貝会長 異議ありのご発言ありました。

それでは、今、挙手された野崎委員からご発言を伺いたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○野崎委員 野崎です。リニア駅周辺にまちをつくらせないというそういう発想の土地利用基本方針を平成25年に飯田市は入れていますので、それと今回の立地適正化計画の都市機能集積区域という重要区域をリニア駅周辺に設定するという事は整合性がないということで、認められないです。

○大貝会長 そのほかは、異議を申し立てる方、おられますでしょうか。

(異議を唱える者なし)

○大貝会長 特にないようですので、ここは飯田市都市計画審議会条例の第7条第3項の規定によりまして、出席した委員及びこの議案に係る臨時委員の過半数をもって決するという事になります。

都市計画審議会において評決権がある方は、お手元に配布しております委員名簿に記載がございます。ご確認をお願いしたいと思います。

私のほうとしては、会長として、この場で皆さんに挙手を求めてお諮りしたいと思います。が、よろしいでしょうか。

(異議を唱える者なし)

○大貝会長 ご異議ないようですので、この今日諮問いただいている、「いいだ山里街づくり推進計画(飯田市版立地適正化計画)の策定について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

ありがとうございます。

賛成多数と認めますので、飯田市都市計画審議会として、この「いいだ山里街づくり推進計画(飯田市版立地適正化計画)の策定について」は、諮問のとおりとすることが妥当である旨、答申することとさせていただきます。

答申書の文面につきましては、私のほうにご一任いただければと思いますがよろしいでしょうか。

(異議を唱える者なし)

○大貝会長 ありがとうございます。

では、そのようにさせていただきます。

以上で、今日の諮問事項に対する審議が終了いたしましたので、事務局のほうにお返しをしたいと思います。よろしくお願ひします。

○近藤 ありがとうございます。

6 閉 会

○近藤 それでは、閉会にあたりまして、北沢建設部長よりご挨拶を申し上げます。

○北沢建設部長 それでは事務局のほうから御礼を申し上げたいと存じます。

本日は、大変慎重な審議をいただきありがとうございました。審議の中でご意見等いただいたさまざまな内容については、今後の具体的な事業推進に向けて参考にさせていただきたいとそうように存じます。

本日答申をいただきました「いいだ山里街づくり推進計画（飯田市版立地適正化計画）」について、今後の予定としましては、先ほど担当のほうからも申し上げておりますが、来年4月の運用開始に向けて、今年の12月に計画を決定し、来年1月から3月まで周知を図っていきたいと考えております。

また、先ほど挨拶で申し上げましたが、委員の皆さんの任期としては今年の12月14日までとなっておりますので、今回が最後の審議会となります。

皆様のご協力により審議会の運営も滞りなく進めることができました。さまざまな計画審議ができたと考えており、事務局一同、心より感謝をいたしております。2年間誠にありがとうございました。

本日のご審議についても、本当にありがとうございました。

○近藤 これをもちまして、令和元年度第3回飯田市土地利用計画審議会及び飯田市都市計画審議会を終了とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

閉 会 15 時 30 分